



在宅歯科医療連携室だより 令和5年 春号

発行 福島県福島市仲間町 6-6
福島県歯科医師会・在宅歯科医療連携室
TEL 024-523-3268 FAX 024-524-1323

歯の根だけが残っている歯

介護が必要な方の口腔ケアをしているときに、歯の根元だけが残っている部分を目にすることが無いでしょうか？

以前は差し歯がかぶせてあり、その差し歯が取れてしまい根元だけが残った状態の可能性が高い部分です。残根（ざんこん）と呼ばれます。

条件が良ければ再度治療を行い、保存することが可能な場合もあります。しかし残った状態からそれが歯だと認識されにくい事もあるようで、ブラッシングが不良になり周囲の歯肉が炎症を起こしていることが多いように感じます。

むし歯が進行しやすい条件でもありますし、炎症が悪化して腫れてしまい歯肉に埋もれてしまっている残根も少なくありません。グラグラの歯やむし歯が原因で歯肉が腫れたり排膿があっても痛みの訴えがなく顔まで腫れたりしていない場合、口腔内に悪い部分があることが見逃されることは多いように感じます。その炎症が原因となって発熱が続いて治らないということもあります。抜歯が必要であったとしても服薬の種類や体調によって治療の方法が限られることもありますので、歯科治療が可能な体調のいい時には定期的に歯科検診を受けることが重要です。



コロナウイルス感染症の予防にも注意が必要な時期がまだまだ続きます。口腔内を清潔に保って、なんでも美味しく食べられる環境を整えましょう。

福島県在宅歯科医療連携室では、医療・福祉・介護等他分野の方からもご相談・お問い合わせを受付けています。

福島県在宅歯科医療連携室(福島県歯科医師会内)

電話 024-523-3268

受付時間 午前8時30分～午後5時(土日祝日・休業日を除く)

訪問歯科診療に関する相談や歯科との連携に関することは、在宅歯科医療連携室にご連絡ください。

※FAX不要の場合にはお手数でもご連絡をお願いいたします。